



# ソーラーシェアリング つくば市農業委員会 ガイドライン



## (支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備等の設置に関するガイドラインについて)

平成31年4月12日改正

### ガイドラインの内容



荒廃農地（A分類）又は区画形成を伴う農地（今後盛土を行う農地又は過去に盛土を行いそのまま耕作されていない農地をいう。）に営農型発電設備を設置する場合には、営農を再開し1作以上の耕作を行い、その作物が地域の平均収量を確保できたとき又は土壌診断の結果など耕作できる確実性が担保されたときにおいて営農型発電設備申請をすること。



なお、茨城県南地域での農作物栽培において事例の無い作物の栽培を行う場合は、今後申請を予定する耕作地で1年間の実証栽培を行い、原産地での栽培収穫量資料を添付し、当該資料と同等の収量を確保できたときにおいて営農型発電設備申請をすること。

また、収穫までの期間が1年を超える作物の栽培を行う場合は、作付けから1年後には、原産地での栽培生育状況資料を添付し、当該資料と同等の生育状況を確保できたときにおいて営農型発電設備申請をすること。

\* 10,000平方メートル以上のソーラーシェアリングの許可申請をする場合は、許可申請と同等の書類を用いて事前協議申請を提出し、農業委員との協議結果を得てから本申請とすること。

\* ソーラーシェアリングの下で、従来の作物と違う作物栽培するときの農薬散布に関しては、農薬取締法を遵守し、飛散防止を実施するとともに、排水路等がある場合は、残留農薬成分の検査を実施するよう努めること。

\* A分類農地とは、再生利用が可能な荒廃農地をいい、抜根、整地、客土等により農作業に入れ、耕作が可能と見込まれる農地